

平成27年 2月 4日

松阪市長 山中 光茂 様

松阪市路上喫煙禁止対策審議

会長

村 志 敏



松阪市における路上喫煙禁止区域の指定について（答申）

平成26年3月19日付け13松環第002825号で諮問のありましたことについて、別添のとおり答申いたします。

記

- ・ 路上喫煙禁止区域の指定に関すること。
 - ・ 路上喫煙禁止区域について必要な調査又は検討に関すること。
- ※ 路上喫煙禁止区域の指定を契機として、喫煙マナーの向上が図られ、市民みんなが清潔で快適かつ安全な生活環境が確保されるよう期待するものであります。



松阪市における路上喫煙禁止区域の指定について

(答申)

平成27年2月

松阪市路上喫煙禁止対策審議会

はじめに

松阪市内では、まちをきれいにしようと活動する市民や団体等がある一方で、公共の場所において、たばこの吸い殻や空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置などの心無い行為が見受けられる状況にある。

こうした状況の中、環境活動に取り組んでいる市民や市民団体は、路上喫煙禁止区域の指定を盛り込んだ条例を制定し、みんなで清潔で快適かつ安全なまちにしていきたい。このような強い思いを持たれ、懸命に取り組んでこられたところである。

松阪市においては、平成 26 年 4 月 1 日に「松阪市みんなでまちをきれいにする条例」（以下「条例」という。）が施行された。

この条例は、このまちに暮らす人、働く人、学ぶ人、訪れる人等みんなで協力して、路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止やごみ類や飼い犬等のふんの適正な処理に取り組むことにより、清潔で快適かつ安全な生活環境を実現することを目的としたものである。

条例第 6 条第 1 項では、「市長は、市民等の身体又は財産の安全を確保するために特に必要があると認める区域を、路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる」と規定しており、また、同第 7 条第 1 項では、「市長は、禁止区域の指定、変更又は解除について審議するための諮問機関として、松阪市路上喫煙禁止対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する」と規定している。

審議会は、平成 26 年 3 月 19 日に松阪市長から「路上喫煙禁止区域の指定に関する事項、路上喫煙禁止区域について必要な調査又は検討に関する事項」等について諮問を受け、これまで審議を行ってきた。

今回、路上喫煙禁止区域の指定について答申を行うものであるが、当該指定を契機として、喫煙マナーの向上が図られ、市民みんなが清潔で快適かつ安全な生活環境が確保されるよう期待するものである。

1. 禁止区域の指定の考え方について

路上喫煙は、たばこの吸い殻のポイ捨てに繋がるとともに、多くの人を利用する公共の場所では、注意を払っていても、たばこの火が他人の体に触れてやけどを負わせてしまったり、衣類等を焦がしてしまったりする危険性もある。

こうした路上喫煙による迷惑や被害の未然防止といった視点から、禁止区域の指定については、比較的通行者数が多い区域や歴史的な史跡地が現存するなど景観を維持していくことが望ましい区域、更には、喫煙マナーの向上に対する広報効果が高い区域であると考えます。

なお、禁止区域を指定することは、喫煙者に制限を課すこととなるため、近くに喫煙所を設置できる区域であることについても考慮すべきと考えました。

また、禁止区域の指定を、市の観光戦略に繋げていく施策として活用していくことに期待するものである。

2. 禁止区域について

以上の考え方を踏まえ、禁止区域を下記のとおり指定されたい。(禁止区域図は次頁参照)

記

①松阪駅周辺

松阪市の玄関口であり、通勤通学者や観光客などの通行者数が多く、松阪を代表する地域でPR効果の高い地域である。

②通り本町・魚町一丁目周辺及び松坂城跡周辺

通り本町・魚町一丁目周辺は、商都松阪の中心地などとして栄え、三井、長谷川、小津などの豪商を輩出し、今も名残がみられる。地区内には、松阪商人の館や旧長谷川邸、三井家発祥地などがコンパクトに集積しており、豪商の遺構を巡る観光推奨ルートとして位置付けられている。

松坂城跡周辺は、松坂城跡（松阪公園）を基本に、御城番屋敷、本居宣長記念館などを巡るルートとして観光推奨ルートとして位置付けられている。

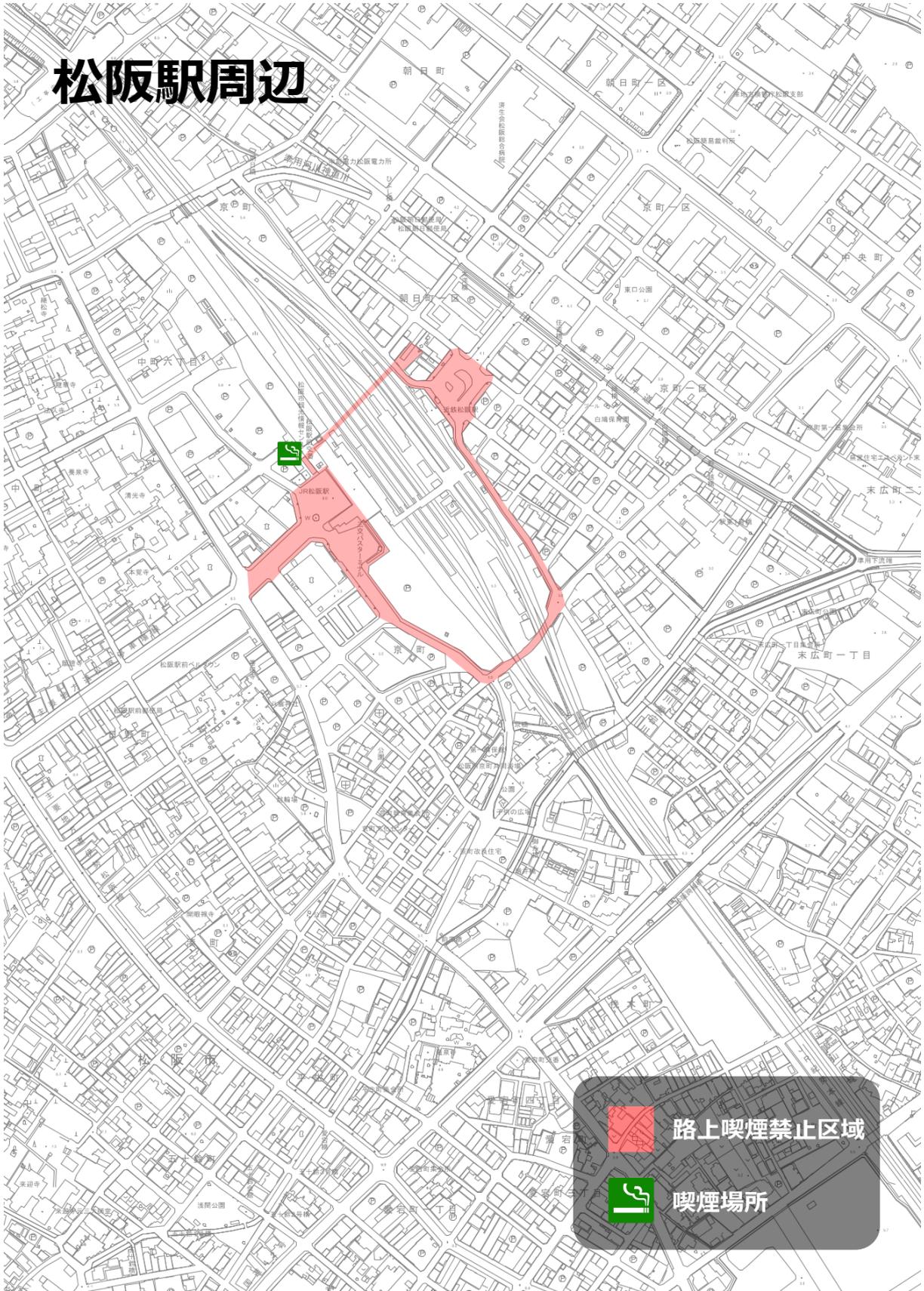
何れの地域も、松阪市景観計画・重点地区に指定されているところであり、現在、市が取り組んでいる松阪市観光交流拠点等整備事業に係る地域で、今後、市の観光スポットとして、多くの観光客が訪れることが期待できる地域である。

③市場庄伊勢街道

蒲生氏郷が海寄りの伊勢街道を六軒茶屋あたりにつけ替え発展した地区であり、全国的にも珍しいと言われる妻入りと連子格子のまちなみが今も多く残り、往時の名残をしのばせているなど、松阪市景観計画・重点地区に指定されているところである。

また、本地区を通る伊勢街道は、全体的に蛇行を繰り返し、直線部分がほとんどないため、数軒分の家並が単位となって、まちなみが表情を変えながらみられることなどから、多くの観光客のウォーキングルートにもなっている地域である。

松阪駅周辺



 路上喫煙禁止区域

 喫煙場所

通り本町・魚町一丁目周辺

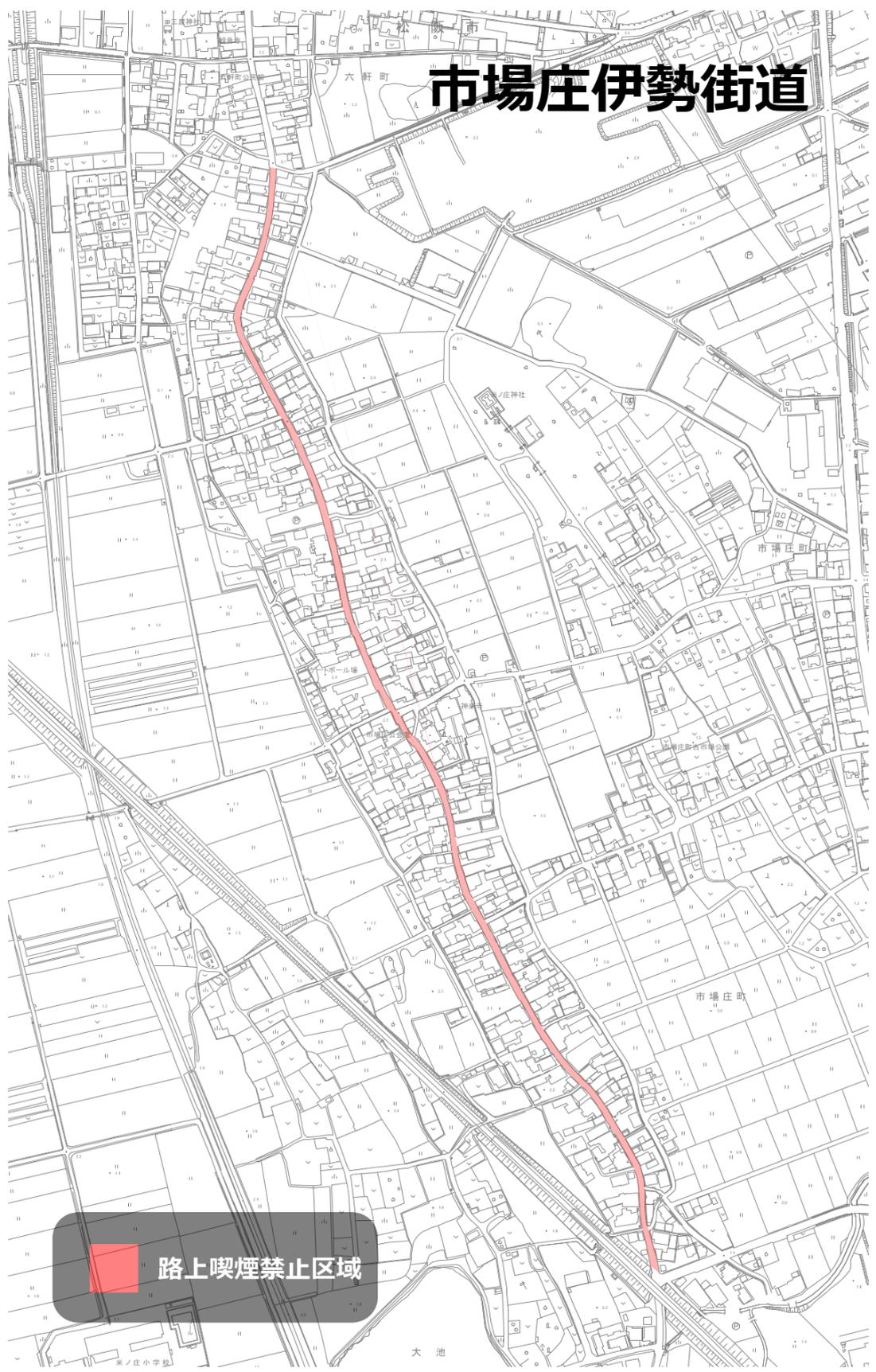


松坂城跡周辺

 路上喫煙禁止区域

 喫煙場所

市場庄伊勢街道



 路上喫煙禁止区域

3. 付帯意見について

(1) 喫煙所（喫煙設備）の設置について

条例第8条では、「何人も、禁止区域内において、路上喫煙をしてはならない。ただし、路上喫煙をすることができるものとして、市長が公共の場所を管理する権限を有するものと協議した上で、特に指定した場所においては、この限りでない」と定められており、道路管理者等が許可した灰皿のある場所においては条例の対象外になる。

条例の目的は、清潔で快適かつ安全な生活環境を実現することで、他人に迷惑や被害を与える恐れのある路上喫煙を禁止し、喫煙者のマナーやモラルの向上を促すことであり、喫煙の自由を否定したりするものではない。

喫煙者の理解と協力にかかっていることから、路上喫煙禁止区域周辺の近い場所に、周囲に配慮した喫煙所（喫煙設備）を設置されたい。

(2) 啓発活動、巡回について

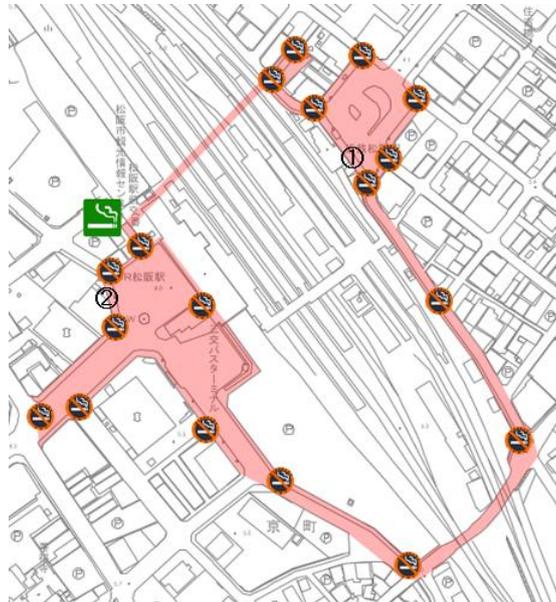
禁止区域においては、禁止区域を明示する看板、路面標示シート、サイン等（次頁参照）を設置するものとし、路上喫煙に対する市民意識及び喫煙マナーの向上を訴える啓発活動など、継続的な取り組みが必要であることから、市民や観光客に対して十分な周知を図るとともに、禁止区域内においては必要最小限の巡回を行うよう努められたい。

また、禁止区域内で路上喫煙を行う者に対しては路上喫煙をやめるよう指導や勧告を行い、より高い効果が得られるよう努められたい。

(3) 今後の禁止区域の検討について

松阪駅前通り商店街や伊勢中川駅周辺についても禁止区域として指定すべきとの意見があったので、市として地域住民等との協議を進めるなど、審議会の開催の必要性について今後、検討されたい。

松阪駅周辺



①②変更前

自転車放置禁止区域

- 放置禁止区域 (2時～翌朝時)
- 放置禁止区域
- 無料駐車場
- 市営(有料)自転車駐車場
- 民営の自転車乗り場

有料駐車場名

- ① 松阪市営 第三銀行横駐車場
- ② 松田屋自転車乗り場
- ③ 村田自転車乗り場
- ④ 善福寺自転車乗り場
- ⑤ 松阪駅前駐車場 (Jリ路店)
- ⑥ 中川自転車乗り場
- ⑦ 近鉄駅前(2)駐車場

※①②③については詳細です

～ お知らせ ～

自転車放置禁止区域では、放置された自転車は、撤去しますので、所有者は市役所へ取りに来ていただく必要があります。

尚、放置した自転車の返還等につきましては、下記のとおりです。

記

- 1 返還方法 (1) 松阪市役所地域安全対策課まで、
(2) 撤去料 1,000円を支払い返還手続きを取る。
- 2 返還期間 月～金 AM 8:30～PM 5:00
(土、日、夜も除く)

お問い合わせ先 松阪市役所 地域安全対策課
TEL 53-4061

変更後 (案)

自転車放置禁止区域 路上喫煙禁止区域

- 放置禁止区域 (2時～翌朝時)
- 放置禁止区域
- 無料駐車場
- 市営(有料)自転車駐車場
- 民営の自転車乗り場
- 路上喫煙禁止区域 (平成27年4月1日～)

有料駐車場名

- ① 松阪市営 第三銀行横駐車場
- ② 松田屋自転車乗り場
- ③ 村田自転車乗り場
- ④ 善福寺自転車乗り場
- ⑤ 松阪駅前駐車場 (Jリ路店)
- ⑥ 中川自転車乗り場
- ⑦ 近鉄駅前(2)駐車場

※①②③については詳細です

～ お知らせ ～

自転車放置禁止区域では、放置された自転車は、撤去しますので、所有者は市役所へ取りに来ていただく必要があります。

尚、放置した自転車の返還等につきましては、下記のとおりです。

記

- 1 返還方法 (1) 松阪市役所地域安全対策課まで、
(2) 撤去料 1,000円を支払い返還手続きを取る。
- 2 返還期間 月～金 AM 8:30～PM 5:00
(土、日、夜も除く)

お問い合わせ先 松阪市役所 地域安全対策課
TEL 53-4061

路上喫煙禁止区域では、喫煙及び火のついたたばこを所持することを禁止します。

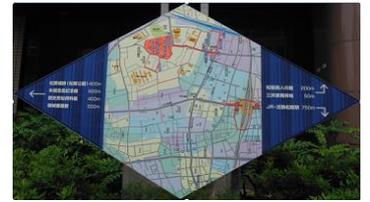
お問い合わせ先 松阪市役所 環境・緑化課
TEL 53-4067

通り本町・魚町一丁目周辺及び松坂城跡周辺



①変更前

変更後 (案)



②③木製独立看板 (案)

表

裏



④変更前

⑤変更前

⑥変更前



変更後 (案)

変更後 (案)

変更後 (案)



市場庄伊勢街道



禁止区域に設置する標示



※ 中心部分は松阪木綿をイメージしており、禁止区域部分は景観に配慮したオレンジ色を使用している。

附 属 资 料

路上喫煙実態調査結果について

調査地点	調査日及び調査時間	歩行者数 (人)	喫煙者数 (人)	喫煙率 (%)
松阪駅近鉄側	平成 26 年 6 月 14 日 (土) 10 時～14 時 平成 26 年 6 月 19 日 (木) 7 時～9 時	1,997	38	1.9
松阪駅 J R 側	平成 26 年 6 月 14 日 (土) 10 時～14 時 平成 26 年 6 月 19 日 (木) 7 時～9 時	4,920	26	0.5
松阪駅前交差点	平成 26 年 6 月 21 日 (土) 10 時～14 時	1,861	5	0.3
日野町交差点	平成 26 年 6 月 21 日 (土) 10 時～14 時	772	6	0.8
本町交差点	平成 26 年 6 月 21 日 (土) 10 時～14 時	636	0	0
松坂城跡入口	平成 26 年 5 月 10 日 (土) 10 時～14 時	392	1	0.3
御城番屋敷	平成 26 年 5 月 10 日 (土) 10 時～14 時	154	0	0
近鉄伊勢中川駅 東口	平成 26 年 7 月 16 日 (水) 7 時～9 時	741	4	0.5
近鉄伊勢中川駅 西口	平成 26 年 7 月 16 日 (水) 7 時～9 時	1,128	3	0.3

松阪市路上喫煙禁止対策審議会委員名簿

役職名	機関団体等の役職	氏名
会長	三重大学 理事・副学長	朴 恵淑
副会長	三重大学大学院工学研究科 助教	松浦 健治郎
委員	三重大学人文学部 准教授	岩崎 恭彦
委員	松阪市自治会連合会 会長	小山 利郎
委員	松阪市自治会連合会女性部会 副部会長	渡邊 幸香
委員	松阪中央住民協議会 副会長	梅本 治
委員	嬉野中川まちづくり協議会 会長	津村 善博
委員	米ノ庄住民協議会 会長	玉川 義弘
委員	松阪活き生きプラン推進委員会 委員長	高島 信彦
委員	松阪市商店街連合会 副会長	中村 哲也

松阪市路上喫煙禁止対策審議会の経過

審議会名	開催年月日	審議内容
第1回 松阪市路上喫煙禁止対策 審議会	平成26年3月19日	【諮問】 ①松阪市みんなでまちをきれいにする条例の趣旨説明について ②先進地事例（金沢市）の報告について ③路上喫煙禁止区域の指定について意見交換 ④今後の進め方について
第2回 松阪市路上喫煙禁止対策 審議会	平成26年4月25日	①路上喫煙禁止区域の指定について
第3回 松阪市路上喫煙禁止対策 審議会	平成26年7月18日	①報告事項 ・候補地における交通量と路上喫煙者の状況について ・先進地の取り組み事例について ②路上喫煙禁止区域の指定のあり方について ・松阪たばこ販売協同組合からの意見書について ③現地確認について ④先進地視察について
第4回 松阪市路上喫煙禁止対策 審議会	平成26年8月25日	①路上喫煙禁止区域の指定のあり方について ②先進地視察（長浜市、彦根市）の報告について ③路上喫煙禁止区域（案）について
第5回 松阪市路上喫煙禁止対策 審議会	平成27年1月20日	①路上喫煙禁止区域（案）に係る地元自治会等並びに市民意見交流会における意見について ②禁止区域内の整備について ③答申（案）について ④禁止区域指定までのスケジュールについて
	平成27年2月4日	【答申】